

課長	係長	係

●資格喪失日(退職日の翌日)から**20日以内**に当組合に**必着**でご申請ください。

●ご申請前に必ず、裏面の「**任意継続制度についての解説**」をお読みください。

健康保険 任意継続被保険者 資格取得申請書

申請者情報欄	勤務されていた時の被保険者証の記号	番号	喪失年月日(退職日の翌日)	退職時の標準報酬月額
			令和 年 月 日	千円
	氏名	(フリガナ)	生年月日	
			昭和・平成 年 月 日 (歳)	
	住所	(〒 -) 都 道 府 県		
電話番号	自宅 ()	携帯 ()		
勤務されていた会社名				

確約事項

- 保険料の納付について、銀行窓口にて銀行の手続きに従い、当組合必着で指定期限までに納付します。期限までに納付がなかった時はその翌日をもって、任意継続被保険者の資格を失うこと。(健康保険法38条) 銀行窓口以外で振込を行ったことで、納付期限までに間に合わない、領収書が発行されない、納付金額を誤って振り込む等のことが発生しても、すべて自己責任とします。
- 任意継続被保険者の資格を失った時には速やかに健康保険証を返却します。
- 任意継続被保険者の資格を取得した月と同じ月に、就職などで別の健康保険の資格を取得した時は、双方の健康保険(保険者)に保険料が必要となることを了承し、双方に保険料を納付します。

保険料の納入方法

(1)毎月納付 (2)本年度9月分まで前納 (3)本年度3月分まで前納

納入方法を選び
希望する番号に
☑をしてください。

※前納分の保険料の納付期限は任意継続の資格取得月の月末です。資格取得月の月末までの納付に間に合わない場合、(2)(3)の前納は選択できません。予めご了承ください。
上記(1)~(3)のいずれにも☑が無い場合は「(1)毎月納付」が選択されたものとみなします。

被扶養者申請欄

- 在職中から引き続き被扶養者として申請したい場合は、下記を必ずご記入ください。**
- 新たに被扶養者を申請する場合はお問い合わせください。**

氏名	生年月日	性別	続柄	職業	月平均収入	同居・別居
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女			円	同居 別居
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女			円	同居 別居
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女			円	同居 別居
(フリガナ)	昭和・平成・令和 年 月 日	男・女			円	同居 別居

※当組合記入欄

記号番号	9000 -	申請書受付 No.
資格取得年月日	令和 年 月 日	異動届受付 No.
標準報酬月額	千円	

受付印

送付先 〒113-8566 東京都文京区湯島3-15-4
東京都電機健康保険組合 適用課 宛

<2023.4版>

東京都電機健康保険組合

【任意継続制度についての解説】

1. 退職後は、次のいずれかの健康保険制度への加入が必要です。

制度によって負担する保険料は変わります。よく比較しご検討の上、お申込みください。

加入先	保険料	手続き／問い合わせ先
①任意継続 (当健保組合)	※保険料は当組合ホームページ>退職した方へ>退職した後は【解説】>保険料の納付について(9)保険料一括払いについて>保険料早見表をご参照ください。 ・保険料は全額自己負担となります。(40歳～64歳の方は介護保険料を含む) ・保険料は原則2年間変わりません。ただし、当組合の保険料率の変更、標準報酬月額の上限改定により変更することがあります。 ・被保険者の収入の変動による保険料の変更はありません。	当健保組合 適用課
②国民健康保険	・保険料は加入する世帯の人数や前年の所得によって決まります。 ・倒産、解雇など会社都合により離職された方は保険料の減免制度があります。 ・市区町村により保険料額は異なります。 詳しくはお住まいの市区町村の国民健康保険担当課へお問い合わせください。	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課

※ご家族が加入する健康保険に被扶養者として加入を検討する場合、ご家族の勤務先等にお問い合わせください。

2. 任意継続加入の要件と手続きについて

- ① 資格喪失年月日（退職日の翌日）の前日まで継続して2ヵ月以上の被保険者期間があること。
- ② 申請書の提出期限は、資格喪失年月日から20日以内に当組合に必着です。
- ③ 在職中に「限度額認定証」・「特定疾病受療証」の交付を受けていた方は、再度、申請が必要となります。

3. 保険料の納付について

■ 口座振替（引落）による納付はできません。

- 毎月納付の場合、月初に届くように納付書を送付します。毎月10日までに納付していただきます。
(10日が金融機関休業日の場合は翌営業日)
- 初回の保険料の納付期限は納付書に印字されます。納付期限を確認のうえ納付してください。
- 初回の保険料が納付期限までに納付されない場合、任意継続の資格は取消しとなります。
※資格の無い期間に保険証を使用し保険診療を受けた場合、健康保険の負担分を全額返納していただくこととなります。

4. 被保険者証の交付について

勤務されていた事業所から提出される資格喪失届の処理完了後に任意継続の手続きをいたします。そのため、保険証発行までにお時間が掛かる場合があります。任意継続の資格は退職日の翌日から有することとなりますので、保険証が送付されるまでの間に病院等を受診し、医療費を全額自己負担された場合は、「療養費支給申請」をしていただくことで健康保険負担分を給付いたします。

<2023.4版>